

産業廃棄物処理業 特別管理産業廃棄物処理業

許可申請等の手引

令和7年6月

川口市環境部産業廃棄物対策課

目 次

I	産業廃棄物について	1
II	産業廃棄物処理業の種類と許可について	8
III	廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（手続条例）	10
	【1】 設置条例の手続が必要なとき	
	【2】 対象となる行為	
	【3】 設置条例の手続の流れ	
IV	許可申請手続について	13
	【1】 許可申請の種類について	
	【2】 許可の基準について	
	【3】 申請書について	
	【4】 処分の指令書・許可証の交付について	
V	事業開始後の各種届出	22
	【1】 届出の種類について	
	【2】 届出書について	
VI	罰 則	23
VII	参 考	24

【凡例】

この手引きで用いる法令の略称は次のとおり

廃棄物処理法…廃棄物の処理及び清掃に関する法律

政令……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

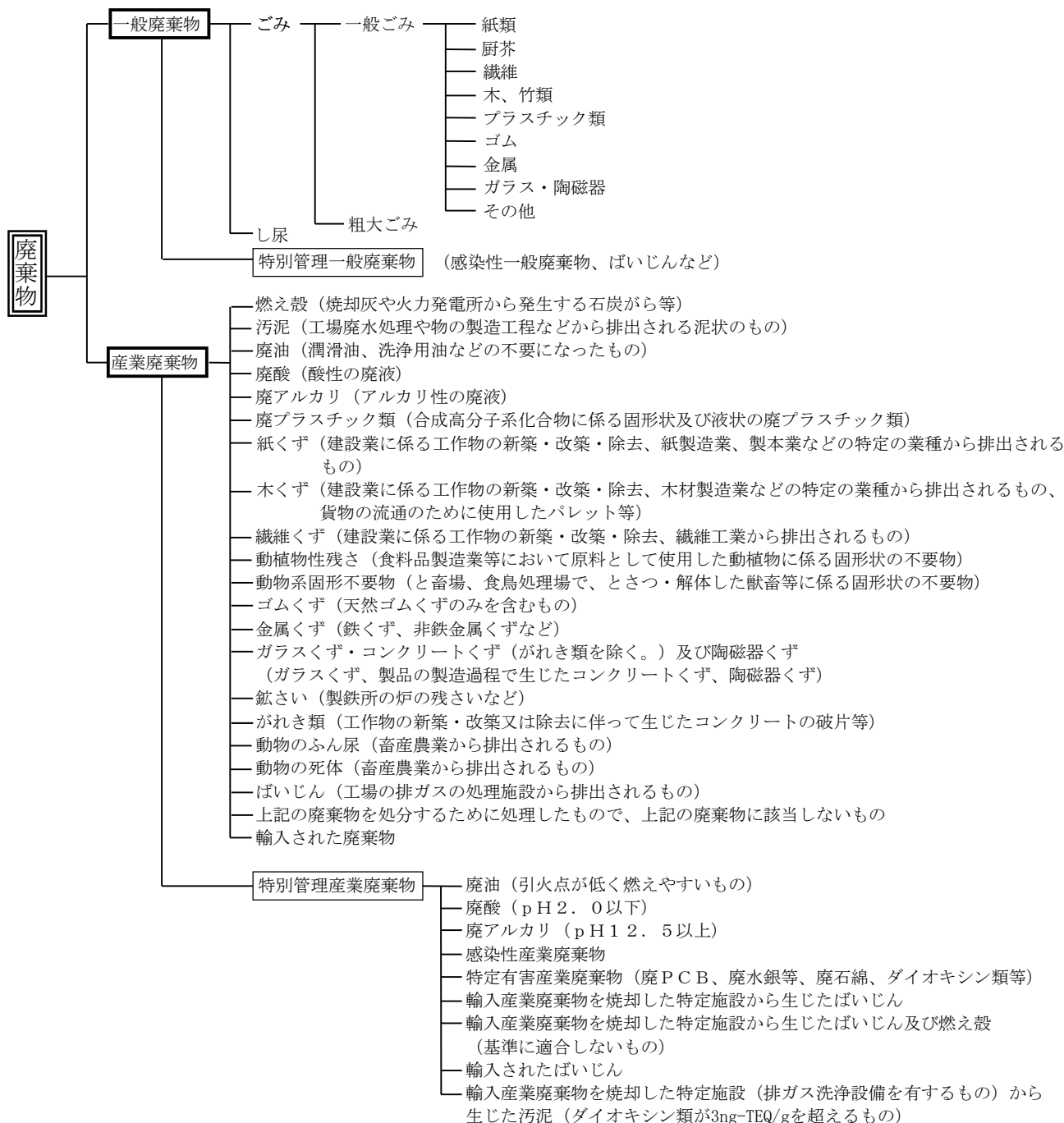
省令……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

I 産業廃棄物について

【1】 廃棄物の分類

廃棄物とは、人間の活動に伴って発生するもので、ごみなどの不要物や、自分で利用したり他人に有償で売却できないため不要になった液状または固形状のものを言います。

廃棄物は、その発生形態や性状の違いから、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の二つに大別されており、排出後の処理の責任主体や処理方法が異なります。



【2】 産業廃棄物とは（表－1及び表－2）

「産業廃棄物」とは、会社や工場などの事業に直接関係する活動に伴って発生した廃棄物及び輸入された廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に定められた21種類の廃棄物を言います。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものを「特別管理産業廃棄物」として定めています。

表－１ 産業廃棄物の種類（２１品目）（ただし、特別管理産業廃棄物を除く。）

１ 安定型産業廃棄物

種 類	内 容（例 示）
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の廃プラスチック類。 廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む。）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材（Ｐ－タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす（固化したもの）、接着剤かす（固化したもの）等
ゴムくず	天然ゴムくず。（注：合成ゴムは、廃プラスチック類） 切断くず、裁断くず等
金属くず	鉄くず、空き缶、スクラップ、ブリキ、トタンくず、箔くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、溶接かす等
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	１ ガラスくず：廃空き瓶類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉等 ２ コンクリートくず：製品の製造過程で生じるコンクリートブロック、インターロッキングブロック、モルタルくず及びアスファルト・コンクリートくず（いずれもがれき類を除く。） ３ 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、耐火レンガくず、断熱レンガくず、廃石膏ボード等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物。 コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片等

ただし、①廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの）、②廃容器包装（有害物質又は有機性の物質が混入・付着したもの）、③鉛蓄電池の電極、④鉛製の管又は板、⑤廃ブラウン管（側面部に限る。）、⑥廃石膏ボードは安定型から除く。

２ その他の産業廃棄物

種 類	排 出 限 定 業 種	内 容（例 示）
燃え殻		事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残さ、炉清掃廃棄物等。 廃棄物焼却灰、重油燃焼灰等
汚泥		工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程などにおいて生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの。 １ 有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥（し尿の混入しているものを除く。）、洗毛汚泥、活性汚泥（余剰汚泥）、消化汚泥、糊かす、うるしかす等 ２ 無機性汚泥：浄水場沈殿汚泥、中和沈殿汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥（カッター汚泥を除く。）、メッキ汚泥、碎石スラッジ、ペントナイト汚泥、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚葉かす、けい藻土かす、

種 類	排 出 限 定 業 種	内 容 (例 示)
汚泥 (続き)		活性炭かす、各種スカム(油性スカムを除く。)、 廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タ イル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト(塗 料かすを含むものに限る。)、スケール、スライ ム残さ、排煙脱硫石膏、赤泥、転写紙かす等
廃油		鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃 油、廃溶剤類等。 潤滑油系廃油(スピンドル油、冷凍機油、ダイナ モ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン 油、グリース等)、切削油系廃油(水溶性、不水 溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系 廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油(重 油等)、動植物油系廃油(魚油、鯨油、なたね油、 やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等)、廃 溶剤類(アルコール等)、廃可塑剤類(脂肪酸エ ステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等)、 消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄排水等 ※ タールピッチ(廃油と廃酸の混合物)、廃白 土(廃油と汚泥の混合物)、タンクスラッジ、油 性スカム・洗車スラッジ(廃油と汚泥の混合物)
廃酸 ($> \text{pH} 2.0$)		廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするす べての酸性廃液のうち、 $\text{pH} 2.0$ 以下でないもの。 無機廃酸(硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファ ミン酸、ほう酸等)、有機廃酸(ギ酸、酢酸、シ ュウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵 廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色 廃液(漂白浸せき工程、染色工程)、クロメート 廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ ($< \text{pH} 12.5$)		廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性 廃液のうち、 $\text{pH} 12.5$ 以上でないもの。 洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカ リ性めっき廃液、金属石鹼廃液、廃ソーダ液、ド ロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精錬 工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃 液)、脱脂廃液(金属表面処理)、写真現像廃液、 か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソー ダ廃液、か性カリ廃液等
紙くず	建設業(工作物の新築、改 築、除去)、パルプ・紙・ 紙加工品製造業、新聞業、 出版業、製本業及び印刷 物加工業	左記の事業活動に伴って生ずる紙くず。 印刷くず、製本くず、裁断くず、建材の包装紙、建 設現場から排出される紙くず等
木くず	建設業(工作物の新築、改 築、除去)、木材・木製品・ パルプ製造業、輸入木材 卸売業、物品賃貸業	左記の事業活動に伴って生ずる木くず。 1 建設業:建物・橋・電柱・工事現場・飯場小 屋の廃木材等 2 木材業等:おがくず、パーク類、梱包材くず、 板きれ、廃チップ等 3 物品賃貸業:家具・器具類等
		貨物の流通のために使用したパレット

種 類	排 出 限 定 業 種	内 容 (例 示)
繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）	左記の事業活動に伴って生ずる天然繊維くず。 木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等 ※合成量は繊維くずの他に、廃プラスチック類、木くず等の混合物 (注：合成繊維くずは、廃プラスチック類)
動植物性残さ	食料品製造業 飲料・飼料製造業（たばこ製造業を除く。） 医薬品製造業 香料製造業	左記の事業活動において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。 (市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物) 1 動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、かんづめ・瓶詰め不良品（返品されたものを除く。）、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 2 植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、油かす等
動物系固形不要物	と畜場 食鳥処理場	とさつ又は解体した獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊）及び食鳥処理した食鳥（にわとり、あひる、七面鳥等）に係る固形状の不要物
鉍さい		高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい（スラグ）、キューポラ溶鉍炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉍石、粉炭かす、鉍じん、鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く。）等
動物のふん尿	畜産農業	左記の事業活動に伴って生ずる家畜のふん尿。 牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
動物の死体	畜産農業	左記の事業活動に伴って生ずる家畜の死体 牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七面鳥、兎及び毛皮獣等の死体
ばいじん		ばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの。 電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等
処分するために処理したもの（13号廃棄物）		産業廃棄物を処分するために処理したもの。 有害汚泥コンクリート固形物等
輸入された廃棄物		航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。

表－２ 特別管理産業廃棄物の種類

種 類		区 分（排出限定）	例 示
廃油 （燃焼しやすいもの）		揮発油類	ガソリン、アルコール、廃溶剤（シンナー、ベンゼン、トルエン）
		灯油類	灯油、ジェット燃料油
		軽油類	ディーゼル軽油
廃酸（著しい腐食性あり）		p H 2. 0 以下	濃硫酸、濃硝酸、強酸廃液
廃アルカリ（著しい腐食性あり）		p H 1 2. 5 以上	強アルカリ廃液
感染性産業廃棄物 （医療関係機関から排出される血液、使用済みの注射器等の感染性又はそのおそれのある産業廃棄物） ※医療関係機関（病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設等）		血液等	血液、血清、血漿、血液製剤
		血液等が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管（破損したもの）、シャーレ（破損したもの）、ガラスくず等
		病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ
		その他血液等が付着したもの	血液等が付着した実験・手術用の手袋等
		その他	汚染物が付着した廃プラスチック類
※特定有害産業廃棄物	廃 P C B 等	廃PCB及びPCBを含む廃油	P C B 原液、P C B を含む絶縁油
	P C B 汚染物	PCB付着物等	塗布又は染み込んだもの（汚泥、紙くず、木くず、繊維くず） 付着又は封入されたもの（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類）
	P C B 処理物	廃PCB等、PCB汚染物を処分するために処理したもの	廃油（>0. 5mg/kg）、廃酸（>0. 03mg/ℓ）、廃アルカリ（>0. 03mg/ℓ）、廃プラスチック類又は金属くず（PCBが付着、封入されているもの）、陶磁器くず（付着されているもの）、その他（>0. 003mg/ℓ）
	廃水銀等（廃水銀及び廃水銀化合物）	特定施設において生じたもの（水銀を回収するための施設、水銀使用製品の製造施設、試験研究機関等） 水銀汚染物等から回収されたもの	金属水銀、水銀化合物の廃試薬、非鉄製錬スラッジから回収した水銀
			当該廃水銀等を処分するために処理したもの（精錬設備を用いて行われる精錬に伴い生じた残さを除く）
	指定下水汚泥	下水道法施行令第 1 3 条の 4 の規定により指定された汚泥	環境省令で定める基準（表－ 3 参照）を超えているもの
			当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの
	鉍さい		環境省令で定める基準（表－ 3 参照）を超えているもの
			当該鉍さいを処分するために処理したもの

種 類	区 分（排出限定）	例 示
※特定有害産業廃棄物	石綿建材除去事業	吹付け石綿除去物、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、その他飛散性保温材・断熱材・耐火被膜材、石綿等付着物（プラスチックシート、防じんマスク、作業衣等）
		集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物（防じんマスク、集じんフィルター等）
		集じん施設によって集められたもの、石綿等付着物（防じんマスク、集じんフィルター等）
	ばいじん 燃え殻	国内において生じたものにあつては、大気汚染防止法施行令別表第1又はダイオキシン第1に掲げる廃棄物焼却炉において生じたもの
		環境省令で定める基準（表－3 参照）を超えているもの 当該ばいじん及び燃え殻を処分するために処理したもの
	廃油（廃溶剤）	対象となる廃溶剤（表－3 参照）
		当該廃油を処分するために処理したもの
	汚泥 廃酸 廃アルカリ	国内において生じたものにあつては、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたもの
		環境省令で定める基準（表－3 参照）を超えているもの 当該汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの

※特定有害産業廃棄物は、当該廃棄物が生ずる施設等に関する限定があります。

表－３ 特定有害産業廃棄物に適用する省令で定める基準

※単位は２５項を除き、（mg/l）

		燃え殻・ばいじん・鉱さい					廃油（廃溶剤に限る。）				指定下水汚泥・汚泥・廃酸・廃アルカリ			
		燃え殻	ばいじん	鉱さい	処理物（廃酸・廃アルカリ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）	処理物			指定下水汚泥・汚泥	廃酸・廃アルカリ	処理物（廃酸・廃アルカリ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）	
							廃溶剤	廃酸・廃アルカリ	廃酸・廃アルカリ以外					
1	アルキル水銀化合物	—	検出されないこと				—	—	—	—	検出されないこと			
	水銀又はその化合物	—	0.005		0.05	0.005	—	—	—	—	0.005	0.05	0.05	0.005
2	カドミウム又はその化合物	0.09			0.3	0.09	—	—	—	—	0.09	0.3	0.3	0.09
3	鉛又はその化合物	0.3			1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
4	有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
5	六価クロム化合物	1.5			5	1.5	—	—	—	—	1.5	5	5	1.5
6	砒素又はその化合物	0.3			1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
7	シ ア ン 化 合 物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1
8	ポリ塩化ビフェニル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003	0.03	0.03	0.003
9	トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
10	テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
11	ジクロロメタン	—	—	—	—	—	*	*	2	0.2	0.2	2	2	0.2
12	四 塩 化 炭 素	—	—	—	—	—	*	*	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
13	1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	*	*	0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
14	1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	10	1	1	10	10	1
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	*	*	4	0.4	0.4	4	4	0.4
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	*	*	30	3	3	30	30	3
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	*	*	0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
18	1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	*	*	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
19	チウラム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.06	0.6	0.6	0.06
20	シマジン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03	0.3	0.3	0.03
21	チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2	2	2	0.2
22	ベンゼン	—	—	—	—	—	*	*	1	0.1	0.1	1	1	0.1
23	セレン又はその化合物	0.3			1	0.3	—	—	—	—	0.3	1	1	0.3
24	1,4-ジオキサン	—	0.5	—	5	0.5	*	*	5	0.5	0.5	5	5	0.5
25	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g		—	100pg-TEQ/ℓ	3ng-TEQ/g	—	—	—	—	3ng-TEQ/g	100pg-TEQ/ℓ	100pg-TEQ/ℓ	3ng-TEQ/g

※１ 各々の基準を超える場合、特別管理産業廃棄物として扱う。

※２ —は適用される基準がないことを示す。

※３ 燃え殻の処理物（廃酸・廃アルカリ、廃酸・廃アルカリ以外ともに）は、１項が適用されない。

※４ 鉱さいの処理物（廃酸・廃アルカリ、廃酸・廃アルカリ以外ともに）は、２５項が適用されない。

※５ *は、濃度に関係なく特別管理産業廃棄物になる。

Ⅱ 産業廃棄物処理業の種類と許可について

【1】 産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業

- ◇ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出事業者から委託を受けて収集し、処分場等へ搬入する場合は、それぞれの区分に応じた収集運搬業の許可を受けなければなりません。
- ◇ 産業廃棄物を積み込む場所、降ろす場所それぞれの区域を管轄する都道府県知事（政令で定める市長）の許可を受けなければなりません。

（１）収集運搬業（積替え保管を除く。）

- ◇ 収集した廃棄物を処分場等へ直接運搬する場合に必要な許可です。
- ◇ 埼玉県知事の許可を受けることで、県内の政令市（さいたま市、川越市、越谷市、川口市）の区域においても収集運搬が可能です。

（２）収集運搬業（積替え保管を含む。）

- ◇ 収集した廃棄物を積替えるために一時的に保管する場合は、その積替え保管場所を管轄する都道府県知事（政令で定める市長）の許可が必要です。
- ◇ 川口市内で収集運搬業（積替え保管を含む。）を行う場合は、川口市長の許可が必要です。
- ◇ 積替え保管を行う施設の設置については、Ⅲ 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例の手続が必要です。
- ◇ 感染性産業廃棄物のように早急に処分することが望ましい廃棄物については、保管が認められない場合があります。

【2】 産業廃棄物中間処分量・特別管理産業廃棄物中間処分量

- ◇ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出事業者から委託を受けて中間処分する場合は、中間処分量の許可を受けなければなりません。
- ◇ 中間処分は、廃棄物を脱水、中和、破碎、乾燥、焼却するなどして再生や減容等を行うことで、それぞれの廃棄物の種類に適した処分をする必要があります。
- ◇ 廃棄物を機械で選別するだけでは、中間処分とは見なせませんので、それぞれの品目にあった処分方法で中間処分をする必要があります。
- ◇ 川口市内で産業廃棄物中間処分量・特別管理産業廃棄物中間処分量を行う場合は、川口市長の許可が必要です。
- ◇ 中間処分量に係る事業の用に供する施設の設置については、Ⅲ 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例の手続が必要です。

【3】 産業廃棄物最終処分量・特別管理産業廃棄物最終処分量

- ◇ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出事業者から委託を受けて埋立処分する場合は、最終処分量の許可を受けなければなりません。
- ◇ 川口市内で産業廃棄物最終処分量・特別管理産業廃棄物最終処分量を行う場合は、川口市長の許可が必要です。
- ◇ 最終処分量に係る事業の用に供する施設の設置については、Ⅲ 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例の手続が必要です。

※ 次のような政令で定める施設（産業廃棄物処理施設）を使用して廃棄物処理業を行う場合、別途、設置の許可を受けなければなりません。

産業廃棄物処理施設の種類（政令第7条）

号	施設の種類	能力・規模
1	汚泥の脱水施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
	汚泥の天日乾燥施設	1 0 0 m ³ ／日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	5 m ³ ／日を超えるもの 又は2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	1 0 m ³ ／日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	1 m ³ ／日を超えるもの 又は2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	5 0 m ³ ／日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	5 t／日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	1 0 0 kg／日を超えるもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
8 の 2	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t／日を超えるもの
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべて
1 0	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて
1 0 の 2	廃水銀等の硫化施設	すべて
1 1	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて
1 1 の 2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべて
1 2	廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の焼却施設	すべて
1 2 の 2	廃P C B等又はP C B処理物の分解施設	すべて
1 3	P C B汚染物又はP C B処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて
1 3 の 2	産業廃棄物の焼却施設 （汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃P C B等、P C B汚染物又はP C B処理物の焼却施設を除く。）	2 0 0 kg／時以上のもの 又は火格子面積が2 m ² 以上のもの
1 4	産業廃棄物の最終処分場	すべて

※ 上記処理施設にかかわらず、中間処分を行うにあたり、関係する他法令の手続きが必要となる場合があります。なお、他法令については、「産業廃棄物処理施設設置・変更許可申請等の手引」を参照してください。

Ⅲ 廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（手続条例）

川口市内において、以下の業を行おうとする方は、廃棄物処理法に基づく申請に先立ち、設置条例に基づく手続が必要となります。

【１】条例の目的

廃棄物処理施設の設置の際に事業計画について周辺住民へ説明すること等により、事業計画者と周辺住民との合意形成を促進し、紛争を未然に防止することを目的としています。

【２】対象となる行為

産業廃棄物の処理施設や積替え保管施設を新たに設置する場合のほか、取得した許可の事業の範囲を変更（取り扱う産業廃棄物の種類の追加、処理方法の追加等）する場合や事業場を拡大、施設の処理能力を増大する場合等も同様に設置条例に基づく手続が必要です。

●処分業

- ①産業廃棄物処理施設の新たな設置
- ②事業の範囲の変更
- ③事業場を他の場所に増設又は移転する変更
- ④産業廃棄物処理施設の設置場所の面積を拡大し、20%以上の拡大に至るもの
- ⑤処理能力の10%以上の増大変更

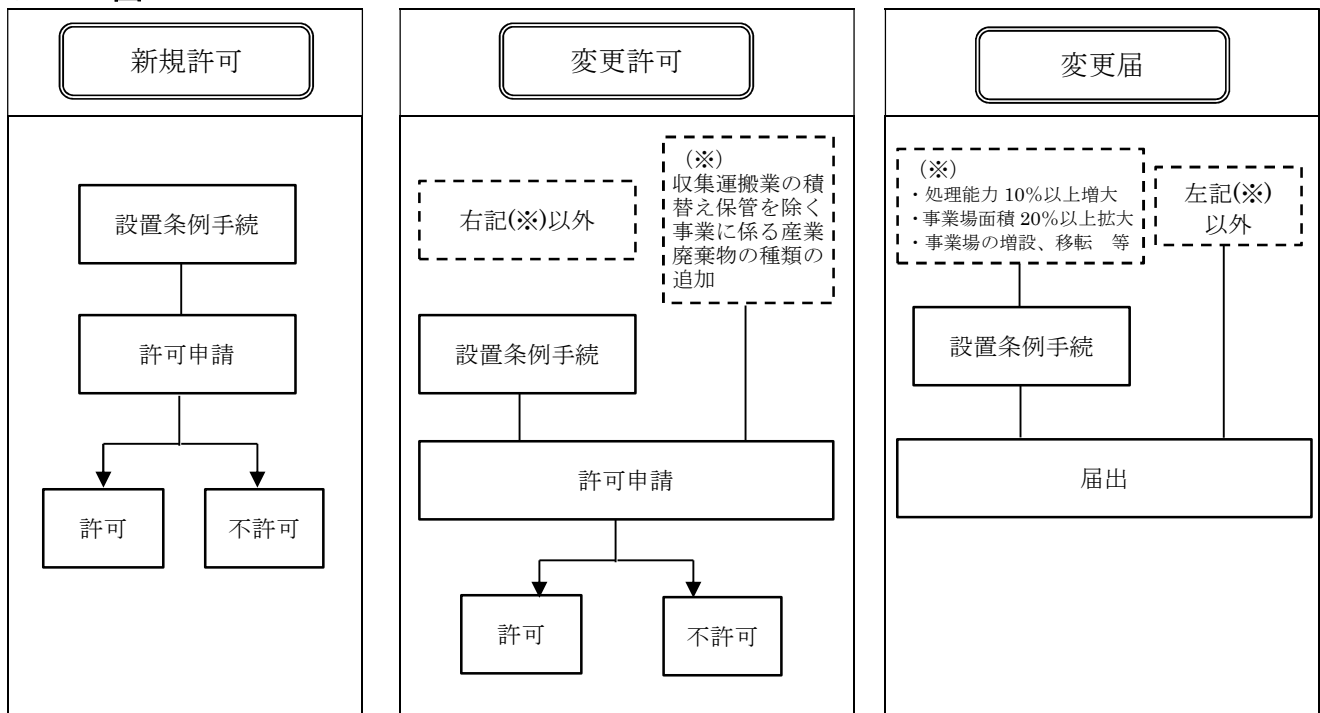
●収集運搬業（積替え・保管施設に関して）

- ①積替え・保管施設の新たな設置
- ②事業の範囲の変更
- ③事業場を他の場所に増設又は移転する変更
- ④産業廃棄物処理施設の設置場所の面積を拡大し、20%以上の拡大に至るもの
- ⑤積替えのための保管上限の10%以上の増大変更

※１ 積替え保管を除く事業に係る産業廃棄物の種類の追加のみの場合は、設置条例の手続は不要。

※２ 中間処分業の用に供する施設が移動式の場合は設置条例の手続は不要。

フロー図



【3】設置条例の手続の流れ

（１）事業計画書、生活環境保全対策書の提出

産業廃棄物処理施設の設置等に関する計画（事業計画書）及び処理施設の設置等による周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の結果（生活環境保全対策書）を５部（正本１部、副本４部）市に提出してください。

◇ 添付書類

- ・ 事業計画の概要を記載した書類
- ・ 事業計画者が法人の場合、定款及び登記事項証明書
- ・ 事業計画者が個人の場合、住民票の写し
- ・ 事業の用に供する施設（廃棄物処理施設）の付近の見取図
- ・ 廃棄物処理施設の設置等の用に供する土地（事業用地）内の施設の配置図
- ・ 事業用地の周囲の地形を明らかにする図面
- ・ 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書（事業計画者が当該土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類）
- ・ 廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- ・ 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- ・ 廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- ・ 最終処分場以外の場合、処理工程図

（２）関係地域の設定

市は、事業計画に係る産業廃棄物処理施設の種類に応じて、下表の範囲を基準に関係地域として定めて事業計画者に通知します。

政令第７条第３号、第５号、第８号及び第９号から第１４号までに掲げる施設	設置等の場所の敷地境界線から５００ｍ以内の範囲
上記以外の焼却施設、灰溶融施設	設置等の場所の敷地境界線から５００ｍ以内の範囲
上記以外の産業廃棄物処理施設	設置等の場所の敷地境界線から２００ｍ以内の範囲

（３）周知計画書の提出

関係地域の住民（関係住民）に対する説明会の開催に関する計画等を記載した周知計画書を２部（正本１部、副本１部）市へ提出してください。

（４）事業計画の公開・説明会の開催

市は、提出された事業計画書、生活環境保全対策書を３０～６０日間縦覧します。縦覧期間中に関係住民に対して説明会を原則として３回以上開催してください。

また、関係住民は、計画に対する意見書を市に提出することができます。

（５）見解書の作成・周知

関係住民から意見書が提出された場合には、それに対する見解書を作成し、市に提出するとともに、その見解書を説明会その他の方法により関係住民に周知してください。

（６）審査結果の通知

市は、（１）から（５）の手続の内容を踏まえ、総合的に審査を行った結果を審査結果として、通知します。

(7) 審査結果に対する措置、生活環境保全協定の締結

審査結果に対する措置を行うとともに、関係住民から求めがあった場合には、生活環境保全協定を締結するよう努め、それぞれの内容を市に報告してください。

(8) 施設設置手続承認書の交付

(7) の報告の内容が相当と認められるときは、市から手続承認書が交付され、設置条例に基づく手続は終了となります。この時点で、初めて施設の設置等の工事に着手することができます。

なお、承認書の交付から3年以内に施設の設置等の工事に着手しないときは、設置条例に基づく事業計画は廃止されたものとみなします。

(9) その他

- ・事業計画を実施するうえで、土地利用の制限をはじめとした関係他法令の規制がかかる場合があります。必要に応じてこれらの関係機関（関係地域に隣接他市区が含まれる場合は、これらの市区の機関を含む）と協議していただくことになりますので、事前に問い合わせてください。
- ・事業計画者又は関係住民は、産業廃棄物処理施設の設置等に伴い生ずるおそれのある生活環境保全上の支障に関して紛争が生じ、自主的解決に至らなかったときは、市にあっせんの申出をすることができます。
- ・市は、事業計画者に対して指導助言を行うときや、あっせんを行うときに、川口市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会を開催し、意見を聴くことがあります。
- ・設置条例に係る手続については、手数料はかかりません。

Ⅳ 許可申請手続について

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の業の区分別に許可の申請を行ってください。なお、設置条例の手続の対象となる許可申請については、手続承認書の交付を受けて施設を設置した後に申請してください。

各申請の受付は予約制となっておりますので、産業廃棄物対策課（０４８－２２８－５３８０）あてに電話で予約したうえで、申請してください。

【１】許可申請の種類について

（１）新規許可

次の場合等には、新規許可の手続が必要です。

ア 川口市内において、新たに収集運搬業又は処分業を行おうとする場合

イ 許可を受けている個人事業者が、法人を設立した場合

ウ 許可を受けている個人事業者から、業務を相続した場合

エ 許可を受けている法人が、吸収合併等により消滅し、存続法人が引き継ぎ業務を行う場合

（２）更新許可

許可を取得した者は、５年の期間ごと（優良基準に適合した事業者は７年の期間ごと ※注）に許可の更新をしなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

許可の有効年月日の **3 か月前を目安に** 申請をしてください。

※ 詳しい基準は、環境省の優良産廃処理業者認定制度マニュアル

(<http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>) を参考にして下さい。

（３）変更許可

許可を取得した者が、取り扱う産業廃棄物の種類を追加したい場合や、処理方法を変えたい場合など下記に該当する変更は、事業の範囲の変更に該当しますので、変更許可申請をしてください。

ア 取り扱う産業廃棄物の種類の追加

イ 収集運搬業の積替え保管を「除く」から「含む」に変更

ウ 中間処分業の処分方法の追加・変更

上記項目に該当しない場合でも変更許可手続が必要となることがありますので、変更の場合には、事前に産業廃棄物対策課（０４８－２２８－５３８０）にご相談ください。

【２】主な許可の基準等について

使用する施設及び申請者の能力が、その事業を的確かつ継続して行えるものでなくてはなりません。

（１）施設に係る基準

① 産業廃棄物収集運搬業

- 運搬施設を有すること。（運搬車、運搬船、運搬容器、その他）
- 産業廃棄物が飛散、流出しないこと。悪臭が漏れるおそれのないこと。
- 積替施設を有する場合は、必要な措置を講じた施設であること。
- 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないこと。悪臭が発散しないこと。
- 積替保管施設は、建屋内に設けること。また、廃棄物は原則として容器で保管すること。

② 産業廃棄物中間処分業

- 産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。
 - 1) 汚泥（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 2) 廃油（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 3) 廃酸又は廃アルカリ（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。
 - 4) 廃プラスチック類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 5) ゴムくずの処分を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
 - 6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- 保管施設を有する場合は、必要な措置を講じた施設であること。
- 産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないこと。悪臭が発散しないこと。
- 中間処分施設は、原則として建屋内に設けること。また、廃棄物の保管は原則として容器を用いること。

③ 産業廃棄物最終処分業

- 産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場、ブルドーザーその他の施設を有すること。

④ 特別管理産業廃棄物収集運搬業

- 特別管理産業廃棄物の収集、運搬に適する運搬施設を有すること。
- 特別管理産業廃棄物が飛散、流出しないこと。
- 悪臭が漏れるおそれのないこと。
- 特別管理産業廃棄物の種類に応じた施設を有すること。
 - 1) 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
 - 2) 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
 - 3) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を業として行う場合には、応急措置設備等及び連絡設備等が備え付けられた運搬施設を有すること。
 - 4) その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適した施設を有すること。
- 積替施設を有する場合は
 - 1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じること。
 - 2) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入しないよう仕切り等が設けられている施設であること。
- 積替保管施設は、建屋内に設けること。また、廃棄物の保管は原則として容器を用いること。

⑤ 特別管理産業廃棄物中間処分量

- 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設であって、必要な付帯設備を備えたものを有すること。
 - 1) 廃油の処分量を業として行う場合には、火災の発生を防止するために必要な措置が講じられた当該廃油の処分に適する焼却施設、油水分離施設その他の処理施設であって、消火器その他の消火設備及び処分する廃油の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 2) 廃酸又は廃アルカリ（シアン化合物を含むものを除く。）の処分量を業として行う場合には、腐食を防止するために必要な措置が講じられた当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 3) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリ又は当該廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したものの処分量を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する分解施設その他の処理施設であって、処分する廃酸又は廃アルカリの性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 4) 感染性産業廃棄物の処分量を業として行う場合には、当該感染性産業廃棄物の処分に適する焼却施設その他の処理施設であって、当該施設に感染性産業廃棄物を衛生的に投入することができる設備その他の附帯設備を備えたものを有すること。
 - 5) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分量を業として行う場合には、当該廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の処分に適する焼却施設、分解施設、洗浄施設、分離施設その他の処理施設であって、処分する廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 6) 廃水銀等の処分量を業として行う場合には、当該廃水銀等の処分に適する硫化施設その他の処理施設であって、処分する廃水銀等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 7) 廃石綿等の処分量を業として行う場合には、当該廃石綿等の処分に適する溶融施設その他の処理施設を有すること。
 - 8) 水銀若しくはその化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものの処分量を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、ばい焼施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 9) シアン化合物を含む汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものの処分量を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処理する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 10) 汚泥（7）及び8）に掲げるものを除く。）の処分量を業として行う場合には、当該汚泥等の処分に適するコンクリート固型化施設、分解施設その他の処理施設であって、処分する汚泥等の性状を分析することのできる設備を備えたものを有すること。
 - 11) その他の特別管理産業廃棄物の処分量を業として行う場合には、当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の処分に適する処理施設であって、必要な付帯設備を備えたものを有すること。
- 焼却施設、破碎施設、圧縮施設及び脱水施設を用いる場合は、市が定めた技術指針に適合するものであること。
- 積替施設を有する場合は
 - 1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じること。
 - 2) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入しないよう仕切り等が設けられている施設であること。

- 中間処分施設は、原則として建屋内に設けること。また、廃棄物の保管は原則として容器を用いること。

⑥ 特別管理産業廃棄物最終処分業

- 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場であって、受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えたもの並びにブルドーザーその他の施設を有すること。
- 最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うための採水ができる設備を有すること。

※ 許可を受けた後は、産業廃棄物処理基準に従い、業を行わなければなりません。

(2) 申請者の能力に係る基準

- ① 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。

技術的能力を説明する書類として、役員等の方が受講した許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付してください（許可申請の際には修了証の原本を確認しますので持参してください）。

講習会修了証の有効期間は次のとおりです。

- 新規及び更新許可講習会の修了証：修了証発行の日から5年間
 - 個人事業者が同じ事業を行うため法人（当該事業者が法人の代表者である場合に限る。）を設立し、新規に許可を取得する場合は更新許可講習会で可とする。
- ※ 有効期間について、新規許可講習会は5年間、更新許可講習会は2年間としていましたが、令和8年4月からいずれも5年間とします。

許可申請に関する講習会修了証の取扱いについて

許可の種類		申請書に添付できる講習会の修了証					
		収集運搬課程			処分課程		
		新規課程		更新課程	新規課程		更新課程
		産廃	特管		産廃	特管	
新規許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○				
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○				
	産業廃棄物処分業				○	○	
	特別管理産業廃棄物処分業					○	
更新許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○			
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○	○			
	産業廃棄物処分業				○	○	○
	特別管理産業廃棄物処分業					○	○
変更許可	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○			
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○	○			
	産業廃棄物処分業				○	○	○
	特別管理産業廃棄物処分業					○	○

他都道府県市等で既に許可を取得している場合の取扱い

他都道府県市で既に取得している許可	本市で新規に取得しようとする許可	申請書に添付できる講習会の修了証					
		収集運搬課程			処分課程		
		新規課程		更新課程	新規課程		更新課程
		産廃	特管		産廃	特管	
産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○			
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○				
特別管理産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業	○	○	○			
	特別管理産業廃棄物収集運搬業		○	○			
産業廃棄物処分業	産業廃棄物処分業				○	○	○
	特別管理産業廃棄物処分業					○	
特別管理産業廃棄物処分業	産業廃棄物処分業				○	○	○
	特別管理産業廃棄物処分業					○	○

許可申請に関する講習に関する問い合わせ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター TEL03(5807)5913

URL <http://www.jwnet.or.jp>

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

URL <http://www.saitama-sanpai.or.jp>

- ② 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

○ 原則として、債務超過の状態にないこと

○ 経理状況によっては、別途、中小企業診断士又は公認会計士の財務診断書の提出を依頼することがあります。

○ 提出書類(追加書類を含む。)をもとに審査を行うので、追加書類を提出後、不許可となる場合もあります。

- ③ 特別管理産業廃棄物(感染性産業廃棄物、廃石綿等以外)の処分に当たり必要な性状の分析を行う者は、次に掲げる資格を有すること。

ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者。

イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、6か月以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者。

ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、理学、薬学、工学、農学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学検査の実務に従事した経験を有する者。

(3) 申請者等の欠格要件

申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの(※環境省令で定める者：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ニ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の11第1項及び第33条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条（傷害罪）、第206条（傷害現場助勢罪）、第208条（暴行罪）、第208条の2（凶器準備集合罪）、第222条（脅迫罪）若しくは第247条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
- ホ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）。
- ヘ 法第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- ト ヘに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの。
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- リ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。
- ヌ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからリまでのいずれかに該当するもの。
- ル 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからリまでのいず

- れかに該当する者のあるもの。
- ヲ 個人で政令で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者のあるもの。
- ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

《政令で定める使用人》

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

欠格要件に該当する場合、提出された申請については許可することができません。

また、既に許可を受けている場合にあつては、その許可も取消しの対象となります。

申請に際しては十分注意してください。

【3】申請書について

(1) 申請書様式

申請書の様式は、産業廃棄物対策課の窓口で配布しています。なお、更新許可申請の様式は、市ホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 添付書類一覧（詳細は、各許可申請書の注釈をご覧ください）

添 付 書 類	業 の 区 分			
	収集運搬業		中間処分	最終処分
	積保除く。	積保含む。		
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者が確認できる書類（確定申告書別表2など）	◎	◎	◎	◎
従前の許可証の写し	○	○	○	○
搬入先予定事業者の許可証の写し※注3	◎	◎	◎	
申請者の身分を証明する書類 法人：定款又は寄附行為※注4、登記事項証明書 個人：住民票の写し、登記されていないことの証明書※注2	◎	◎	◎	◎
申請者の法定代理人の身分を証明する書類 ：登記事項証明書、住民票の写し、登記されていないことの証明書※注2	○	○	○	○
申請書2面の役員の身分を証明する書類 ：住民票の写し、登記されていないことの証明書※注2	◎	◎	◎	◎
申請書3面の株主又は出資者の身分を証明する書類 当該株主等が法人：登記事項証明書 " 個人：住民票の写し、登記されていないことの証明書※注2	◎	◎	◎	◎
申請書3面の政令で定める使用人の身分を証明する書類 ：住民票の写し、登記されていないことの証明書※注2	○	○	○	○
車両及び容器の写真※注3	◎	◎		
自動車検査証の写し	◎	◎		
事業予定地の土地公図		◎	◎	◎
事業予定地の登記事項証明書		◎	◎	◎
事業予定地の使用権原を有する書類（原本確認あり）		◎	◎	◎
事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面、設計計算書及び付近の見取図		◎	◎	◎
事業の用に供する施設の周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類、図面				◎
処分後の産業廃棄物の処理方法			◎	
特定有害産業廃棄物を取り扱う場合の、排出事業者が発行する分析証明書	●	●	●	●
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類※注5			●	●
特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が知識及び技能を有することを証する書類※注5			●	●
当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式あり）	◎	◎	◎	◎
法人：直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び法人税の納税証明書（その1）※注6 個人：資産に関する調書（様式あり）、直前3年の所得税の納税証明書（その1）	◎	◎	◎	◎
講習会修了証の写し（原本確認あり）※注7	◎	◎	◎	◎

注1 「◎」は必須のもの。「○」は該当する場合に添付。「●」は特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合に添付。

注2 住民票の写し（本籍記載のものでマイナンバーの記載がないもの。外国人にあつては、国籍等が記載されているもの。）、登記事項証明書等の公共機関が発行する書類は、原則として申請日前3月以内に発行された原本を正本1部に添付してください。

注3 更新許可申請時には、変更がなければ添付は不要。

注4 優良産廃処理業者認定を受けている場合は、省略可能。

注5 感染性産業廃棄物、廃石綿等以外の特別管理産業廃棄物の処理を業として行う場合

注6 財務状況によっては、事業が継続できることを示した書類（中小企業診断士等の診断結果等）を提出していただく場合があります。

注7 収集運搬業（積替え保管を除く。）は、原本確認を省略します。

※ 優良産業廃棄物処理業者認定を受ける場合、別途申請書等が必要になります。

(3) 提出方法、提出部数について

申請書は必ず電話で予約の上、産業廃棄物対策課窓口に持参してください。（郵送での受付はしておりません）

また、許可申請書は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）提出してください。副本は申請者の控えとして受付後お返しします。（副本の添付書類はコピーで可）

(4) 申請手数料について

申請書が受理される段階に至ったとき、納付書をお渡しします。申請区分に応じて以下の手数料を金融機関にて納入してください。

種類 \ 区分	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業	
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業
新規申請	81,000円	100,000円	81,000円	100,000円
更新申請	73,000円	94,000円	74,000円	95,000円
変更申請	71,000円	92,000円	72,000円	95,000円

【4】処分の指令書・許可証の交付について

審査の結果、許可となった場合には、指令書・許可証を交付する旨を電話でお知らせします。

また、変更許可、更新許可の場合は、現在の許可証と交換になりますので、許可証を持参してください。

許可証に記載されている許可番号について

★許可証の右上には、許可番号という11桁の番号が付されてます。

★左から3桁の「125」は川口市の固有番号です。

（埼玉県は「011」、さいたま市は「101」、川越市は「103」、越谷市は「121」）

★左から4桁目の番号は、業種類を示します。

産業廃棄物 収集運搬業	積替え保管を除く。	0	特別管理産業廃棄物 収集運搬業	積替え保管を除く。	5
	積替え保管を含む。	1		積替え保管を含む。	6
産業廃棄物 処分業	中間処分のみ	2	特別管理産業廃棄物 処分業	中間処分のみ	7
	最終処分のみ	3		最終処分のみ	8
	中間・最終処分	4		中間・最終処分	9

★左から5桁目の番号は、全て“0”になります。

★左から6桁目以降の番号は、許可業者に与えられる全国共通の固有番号です。

V 事業開始後の各種届出

【1】届出の種類について

(1) 変更届

次の表に示す事項について変更したときは、変更した日から10日（役員又は政令で定める使用人の変更の場合は30日）以内に必要な添付書類とともに産業廃棄物処理業変更届出書又は特別管理産業廃棄物処理業変更届出書を提出してください。

なお、以下の変更については、事前に設置条例による手続が必要となります。

- 許可に係る事業場の移転、増設及び面積の20%以上の拡大
- 積替え保管施設の保管能力、中間処理施設の処理能力の10%以上の増大
- 積替え保管に係る事業場ごとの保管する産業廃棄物の種類の追加

		住民票の写し（本籍記載）※⑦	登記されたいないことの証明書	申請書第2面又は3面※⑧	登記事項証明書	定款又は寄付行為の写し	代理人を証する書類	誓約書	付近の見取り図	許可証の写し	自動車車検証の写し 所有権原	図面・設計計算書等※⑨	器材一覧表※⑩	保管又は処理施設の一覧	保管又は処理施設の概要※⑪	写真※⑩	卒業証明書又はその写し	分析を行う者に関する証明書
共通事項	住所（個人の場合）	○		○					○	○								
	所在地※①（法人の場合）			○	○				○	○								
	氏名（個人の場合）	○		○						○								
	名称（法人の場合）			○	○	○				○								
	法人の組織（例：有限会社→株式会社）			○	○	○				○								
	法定代理人※②	○	○	○	○		○	○		○								
	役員（代表者、顧問等を含む）又は政令で定める使用人※②	○	○	○	○			○		○								
	株主又は出資者が個人の場合※③	○	○	○				○		○								
	株主又は出資者が法人の場合※③			○	○			○		○								
	事務所及び事業場の所在地※①				○				○	○								
収集運搬業	車両（増車、廃車※④等）									○	○		○				○	
	保有器材（ブルドーザー等）									○			○				○	
	保管施設の位置									○		○						
	保管の面積、最高高さ、保管量の上限※⑤									○		○		○	○			
中間処理業	処理施設の構造、処理方法、設備及び処理工程等※⑥									○		○		○	○			
	保管施設の数及び位置									○		○		○	○			
	保管の面積、最高高さ、保管量の上限									○		○		○	○			
	特別管理産業廃棄物の分析者									○								○

※① 法人の事務所の所在地の変更にあつては、変更前後が確認できる登記事項証明書。

事業場の所在地の変更にあつては、土地の全部事項証明書を添付。

※② 登記事項証明書は、法定代理人が法人の場合のみ必要。

※③ 当該株主確認のため、確定申告書に添付した「同族会社等の判定に関する明細書（別表二）」等を添付。

※④ 車両の廃車時は、自動車車検証の写し等及び車両の写真は不要。

※⑤ 積替え保管施設の保管能力が増大する場合は、設置条例に基づく手続の対象となる場合あり。

※⑥ 処理能力の増大、処理区分の変更は、設置条例に基づく手続の対象となる場合あり。

※⑦ 個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。外国人にあつては、国籍等が記載されているもの。

※⑧ 共通事項の該当事項のうち、申請書第2面又は第3面に記載されている事項を記入した書面可。

※⑨ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書。

※⑩ デジタルカメラの撮影でも可。車両の増車の場合は、産業廃棄物収集運搬車両である旨の表示の写真も添付。

※⑪ 積替え保管施設の保管能力を変更する場合は搬出計画書を添付すること。また、処理能力を変更する場合は「処分のための保管上限」を添付すること。

（２）事業の廃止届

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の全部若しくは一部を廃止したときは、廃止した日から１０日以内に、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業廃止届出書を提出してください。

（３）事業の休止届

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の全部又は一部を３０日以上休止しようとするときは、あらかじめ産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（処分業）休止届出書を提出してください。

（４）欠格要件該当届出

申請者等の欠格要件(P17～18)イ～トまで又はヌ～ヲまで（ヌからヲまでに掲げる者にあつては、チに係るものを除く。）に該当した場合には、該当してから２週間以内に届出書を提出してください。

【２】届出書について

（１）届出書様式

各届出書の様式は、産業廃棄物対策課の窓口で配布しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

（２）提出方法、提出部数について

各届出書は、産業廃棄物対策課窓口に持参していただくか、郵送により２部（正本１部、副本１部）提出してください。副本は申請者の控えになりますので、受付後お返しします。（副本の添付書類はコピーで可）

Ⅵ 罰則

許可を受けずに処理業を行ったり、無届けで諸事項の変更をした場合などには、罰則の適用を受けます。

【１】無許可営業

- ア 許可を受けずに、産業廃棄物の収集、運搬を業として行うこと。
- イ 許可を受けずに、産業廃棄物の処分を業として行うこと。
- ウ 許可を受けずに、特別管理産業廃棄物の収集、運搬を業として行うこと。
- エ 許可を受けずに、特別管理産業廃棄物の処分を業として行うこと。

５年以下の拘禁刑若しくは１０００万円以下（法人は３億円以下）の罰金、又はこの併科

【２】無許可変更

- ア 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が許可を受けずに、事業の範囲を変更すること。
- イ 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が許可を受けずに、事業の範囲を変更すること。

５年以下の拘禁刑若しくは１０００万円以下（法人は３億円以下）の罰金、又はこの併科

【３】廃棄物処理業廃止変更届出義務違反

廃棄物処理業者が、その業務を廃止又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。

３０万円以下の罰金

【４】欠格要件該当届出義務違反

特定欠格要件に該当してから２週間以内の届出を怠った場合

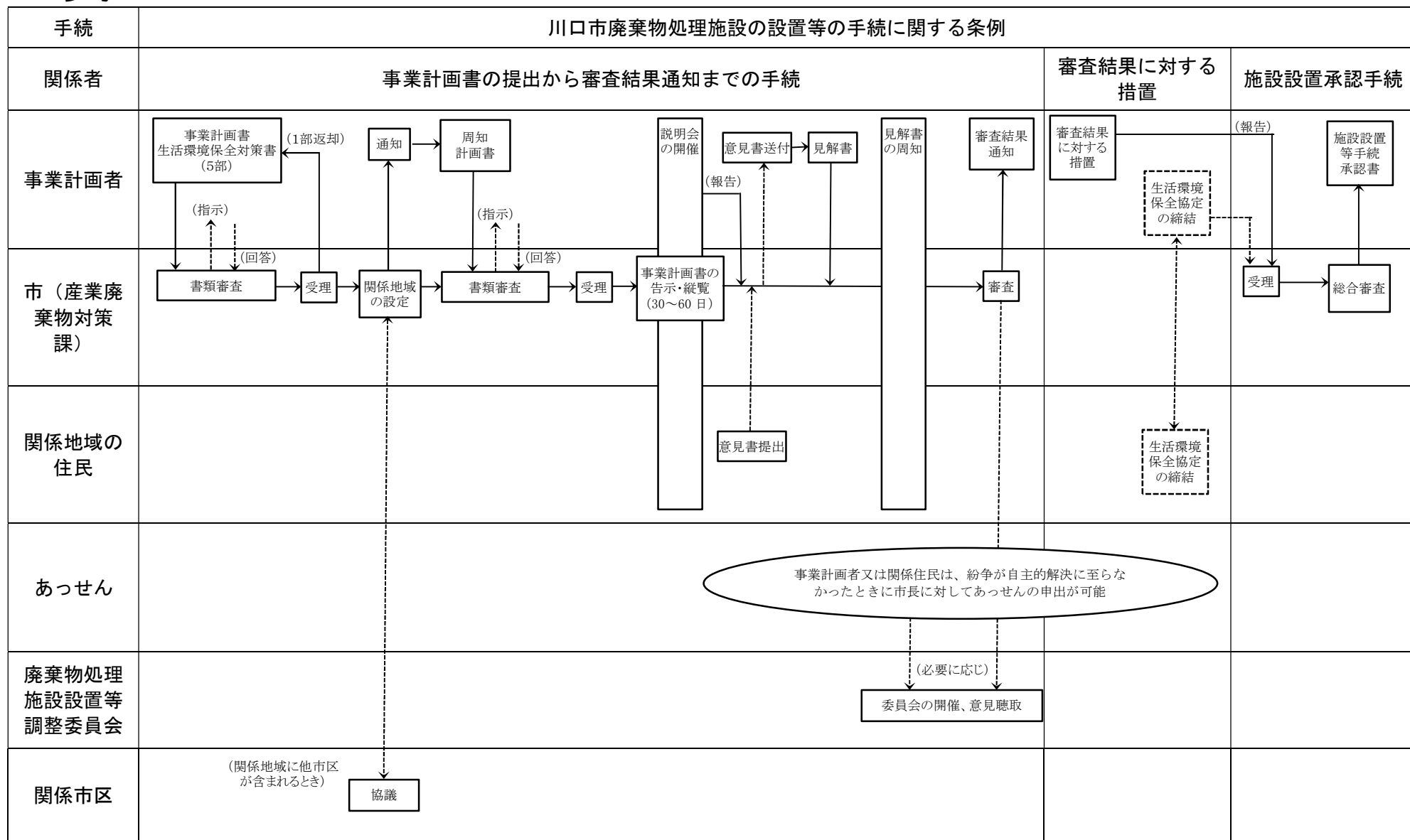
６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金

【５】報告違反

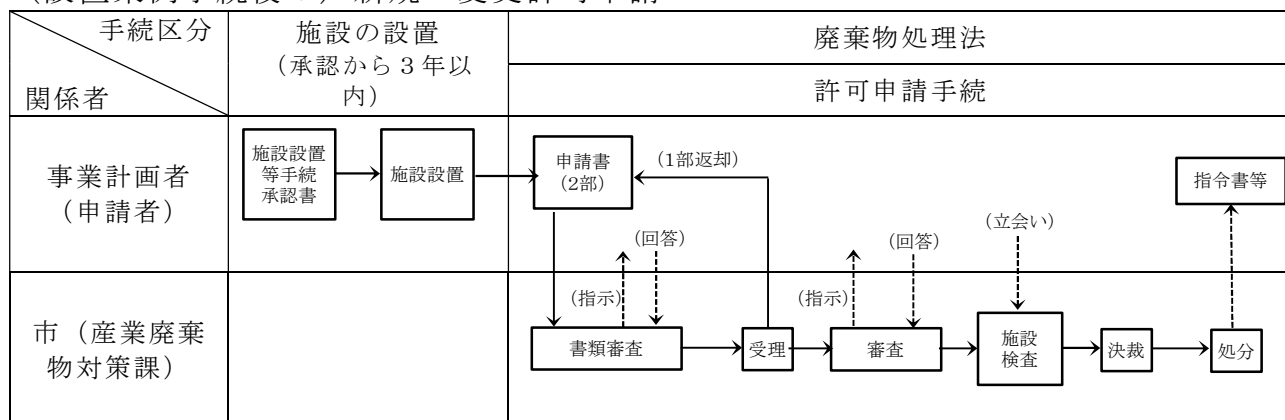
廃棄物処理業者等が求められた報告をせず又は虚偽の報告をすること。

３０万円以下の罰金

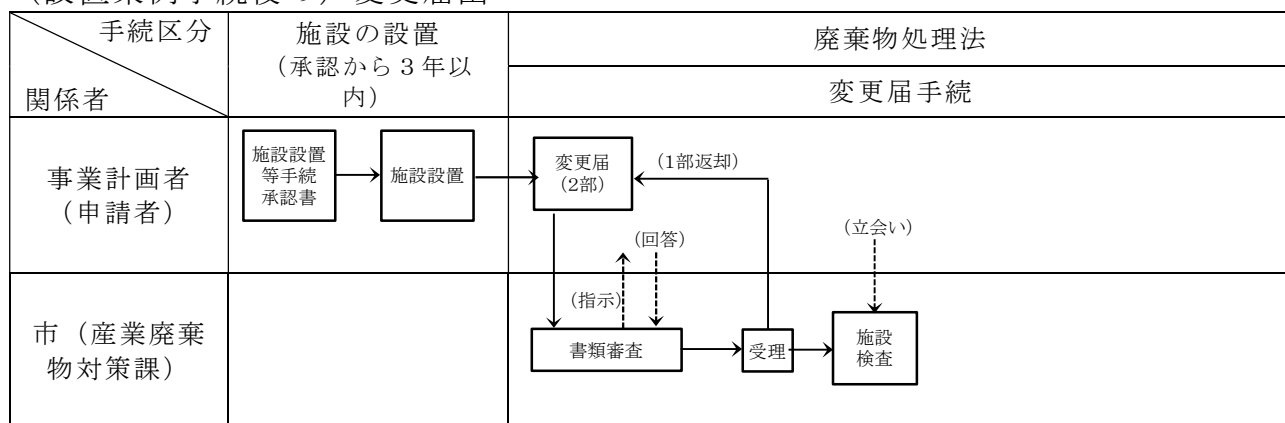
VII 参考



(設置条例手続後の) 新規・変更許可申請



(設置条例手続後の) 変更届出



更新許可申請

